

日本園芸療法学会会則

2008年4月17日制定

2009年5月9日改定

2012年10月21日改定

2014年10月5日改定

第1章 総則

第1条 本会は日本園芸療法学会（Japanese Horticultural Therapy Association）と称する。

第2条 本会の事務局を、東京農業大学農学部バイオセラピー学科植物介在療法学研究室（厚木市船子 1737）に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は園芸療法についての情報交換をはかりつつ、学術成果を高めるとともに、園芸療法の展開、人間の幸福への活用を目指すことを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

1. 会員の研究実践の成果を発表する学術集会を開催する。
2. 講演会・シンポジウム、その他セミナーなどを開催する。
3. 学会誌を発行（年1回以上）する。
4. 日本園芸療法学会登録園芸療法士等の資格認定を行う。
5. その他園芸療法の研究とその普及・応用の進展のために必要な事業を行う。

第3章 会員

第5条 本会の会員の構成は、正会員、学生会員、賛助会員、購読会員、および法人会員とする。

正会員は本会の主旨に賛同して入会した個人とする。

法人会員は本会の趣旨に賛同して入会した法人とする。

賛助会員は本会の事業を賛助するために入会した団体・機関または個人とする。

購読会員は学術誌等の学会が発行する出版物の購読を希望する団体・機関とする。

第6条 会員は毎年度の会費を納入するものとする。なお、既納の会費は返納しない。

第7条 新たに入会しようとする場合は、事務局に必要事項を記入し、正会員1名の推薦

のうえ、会費を添えて申込むものとする。なお推薦人不在の場合は事務局にその旨を届け出ること。

第8条 会員が退会しようとする場合は、予め本会事務局にその旨を届け出なければならない。

第9条 本会の名誉を著しく傷つける者は、理事会の議を経て、除名することができる。

第4章 役員

第10条 本会は、次の役員を置く。

理事長 1名 副理事長 2名 理事 20名以上 25名以下 監事 2名
顧問 若干名

1. 理事長は、理事会において出席した理事の互選で定める。
2. 理事長は、選出時より執行責任と権限を有する。
3. 副理事長は、正会員の中から理事長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
4. 常任理事は、理事長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
5. 理事および理事長、監事は、理事会決議を経て総会で報告し承認を得る。
6. 本会には若干名の顧問および名誉顧問を置く。顧問および名誉顧問は、理事会の推薦によって理事長がこれを委嘱する。顧問および名誉顧問は、理事長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 理事長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副理事長は理事長を補佐し、会務を分掌する。理事長に事故のある時は、理事長の業務を代行する。
3. 理事は理事会を組織し、学会運営の基本事項を決定し、業務を執行する。
4. 監事は学会の業務執行の状況および財産の状況について監査する。毎年、定期的な監査報告書の作成ならびに理事会への報告を行う。また、学会の業務執行の状況および財産の状況について理事会に対する意見の表明を行う。
5. 顧問は、学会を客観的に俯瞰し、円滑な運営を示唆する。

第12条 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。

第13条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

第14条 本会会則第4条4項 園芸療法士の資格の認定に関して、資格審査委員若干名を置く。資格審査委員長は理事会において選定し、理事長がこれを委嘱する。任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第 15 条 学会誌の刊行に関して編集委員若干名を置く。編集委員長は理事会において選定し、理事長がこれを委嘱する。任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 16 条 役員に欠員が生じた場合は、理事会の議を経て補充する。

第 5 章 会議

第 17 条 会議は総会および理事会の 2 種とする。

第 18 条 総会は毎年 1 回これを開く。会務および会計の報告は総会においてこれを行う。

第 19 条 理事会は理事長、副理事長および理事をもって成立し、毎年 2 回これを置く。なお、必要に応じこれを召集する。

第 20 条 総会および理事会の決議は出席者の多数決とし、総会に提出すべき議案はあらかじめ理事会の同意を経るものとする。

第 21 条 総会は正会員の 1/5（委任状を含む）以上、理事会は理事の 1/2 以上の出席によって議決することができる。ただし、当該議事に関し、書面をもって予め意思を表示したものは出席者とみなす。

第 22 条 やむを得ない事由のため出席できない理事は、委任状により、他の理事を代理人とすることができる。委任した理事は出席したものとみなす。

第 6 章 会計

第 23 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 24 条 本会の経費は会費・賛助金・その他の収入をもってこれに当てる。

第 25 条 本会の予算は理事会の議を経て決定する。

第 7 章 支部

第 26 条 本会に支部を設置することができる。

第 27 条 支部の設置および改廃は理事会の議を経て、理事長が定める。

第 28 条 各支部に支部長 1 名をおく。支部長はその支部の推薦に基づき理事長が委嘱する。

第 29 条 支部規則は支部において作成し、本会の承認を経るものとする。

第8章 補則

第30条 本会の規則を改正するには理事会の同意を得て総会の議決を要する。ただし、理事会において事務局の所在地の変更が決定された場合、第2条中の名称に関して会則改正手続きを経ずに変更する。

第9章 細則

第31条 本会会則は、平成20年4月1日より発行する。

第32条 会費は日本園芸療法学会規則第6条に基づき、以下のように定める。

| | | |
|------|----|---------------------|
| 正会員 | 年額 | 10,000円 |
| 学生会員 | 年額 | 3,000円 |
| 法人会員 | 一口 | 30,000円 |
| 賛助会員 | 一口 | 30,000円 |
| 購読会員 | 一口 | 20,000円（大会誌、学術誌各1冊） |

第33条 日本園芸療法学会登録園芸療法士認定に関する規定は、本会会則第14条に基づき、別に定める。

第34条 発表・投稿規定は、本会会則第15条に基づき、別に定める。